

# 境界問題でお困りの方は

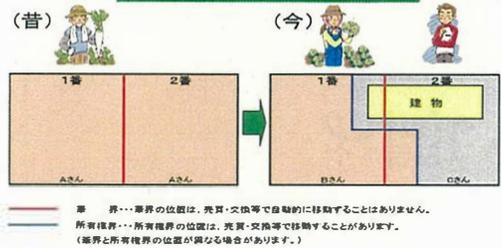
## 境界問題でお困りの方へ



### どこが違うの？

- **境界特定制度は、**  
境界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。  
\* **明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。**
- **土地家屋調査士会ADRは、**  
境界問題全般を解決します。  
\* **相手方の応諾がないと手続を進めることができません。**

### 筆界？所有権界？



### もうひとつの解決方法

